

第二十三号議案

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十七日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成七年三月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都市計画J R小岩駅周辺地区地区整備計画一（南小岩七丁目西地区）区域の項及び東京都市計画J R小岩駅周辺地区地区整備計画二（南小岩六丁目地区）区域の項を次のように改める。

東京都市計画J R小岩駅周辺地区地区整備計画一（南小岩七丁目西景観形成地区）区域	東京都市計画J R小岩駅周辺地区地区整備計画一（南小岩七丁目西景観形成地区）区域
東京都市計画J R小岩駅周辺地区地区整備計画二（南小岩六丁目景観形成地区）区域	東京都市計画J R小岩駅周辺地区地区整備計画二（南小岩六丁目景観形成地区）区域

別表第二東京都市計画篠崎駅西部地区地区整備計画区域の項中

住居街区 A 1	(一) ホテル、旅館で青少年の健全な育成を損ない、周辺環境との調和を逸したものを (二) ゲームセンター	十分の二十とする。 ただし、土地画整理事業における仮換地指定前は十分の十とする。	十分の六十とする。ただし、土地画整理事業における仮換地指定前は十分の五とする。	百m	(一) 十六mとする。 (二) 法第五十九条の二の規定は適用しない。
住居街区 A 2	(一) ホテル、旅館で青少年の健全な育成を損ない、周辺環境との調和を逸したものを (二) ゲームセンター	十分の二十とする。 ただし、土地画整理事業における仮換地指定前は十分の十とする。	十分の六十とする。ただし、土地画整理事業における仮換地指定前は十分の五とする。	百m	(一) 十六mとする。 (二) 法第五十九条の二の規定は適用しない。

を

住居街区 A 1	(一) ホテル、旅館で青少年の健全な育成を損ない、周辺環境との調和を逸したものを (二) ゲームセンター	十分の二十とする。 ただし、土地画整理事業における仮換地指定	十分の六十とする。ただし、土地画整理事業における仮換地指定	百m	(一) 十六mとする。 (二) 法第五十九条の二の規定は適用し
住居街区 A 2	(一) ホテル、旅館で青少年の健全な育成を損ない、周辺環境との調和を逸したものを (二) ゲームセンター	十分の二十とする。 ただし、土地画整理事業における仮換地指定	十分の六十とする。ただし、土地画整理事業における仮換地指定	百m	(一) 十六mとする。 (二) 法第五十九条の二の規定は適用し

に改め、同表中

第23号議案

A 住居街区 3	東京都市計 画J R小岩 駅周辺地区 地区整備計 画一(南小 岩七丁目西 地区)区域	を	東京都市計 画J R小岩 駅周辺地区 地区整備計 画一(南小 岩七丁目西 景観形成地 区)区域	定前は十分 の十とする。	前は十分の 五とする。	ない。						
二(南小岩六丁目地区)区域の項を次のように改める。												
東京都市計 画J R小岩 駅周辺地区 地区整備計 画二(南小 岩六丁目景 観形成地区) 区域		(一) 風管法第一條第五項 に規定するもの (二) デートクラブ				二百 m		建築物の 外壁又はこ れに代わる 柱の面は、 計画図に表 示する壁面 線を越えて 建築しては ならない。 ただし、ア ーケード、 アーケード と連続する ひさし、落 下物防止を 目的とした ひさし、そ れらを支え るための柱 等並びに立 体歩行者専 用通路及び ひさしとそ れらを支え るための柱 等については、この限 りでない。	百十 mと する。			

に改め、同表東京都市計画J R小岩駅周辺地区地区整備計画

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

東京都計画J R小岩駅周辺地区地区整備計画のうち、二区域の地区整備計画の名称を改めるとともに、南小岩六丁目景観形成地区の区域には、建築物の用途の制限等に係る規定を加えるほか、東京都計画篠崎駅西部地区地区整備計画区域の計画街区に住居街区A 3を加える必要があるもので、本案を提出いたします。